

# 放課後かまくらっ子ふかさわ

## 鎌倉市放課後子どもひろばふかさわについて

「子どもひろば」には、プレイルームや図書室があり、アフタースクール事業として放課後は小学校から直接遊びに行くことができる施設です。アフタースクールでは、子どもひろば内のスペースのほか、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊んだり、地域のボランティア等が実施するプログラムに参加したりすることができます。

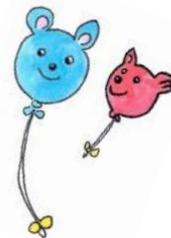
参加するにあたっては、指定管理者である「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」への申請が必要です。

### 1 子どもひろばの利用について

#### (1) 利用資格(次のいずれかに該当する方が対象です。)

ア 深沢小学校の1年生～6年生

イ ふかさわ子どもの家に入所している児童(子どもひろばの利用登録申請は、不要です。)



#### (2) アフタースクールの利用時間

アフタースクールは、月曜日～金曜日に利用可能です。

学校開校日	放課後～ (4月～9月)午後5時 (10月～3月)午後4時30分
学校休校日	午前8時30分～ (4月～9月)午後5時 (10月～3月)午後4時30分

\*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・開校記念日・運動会の代休日などです。

\*インフルエンザ等による学級閉鎖の対象になった学級のお子様は利用できません。(「7 子どもの家臨時利用の申請について」を併せてご覧ください。)

\*気象警報等が発令された際には、閉所又は利用時間を変更することがあります。また、お子様の帰りの道の安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。

\*学校開校日は、学校から直接来所することとし、一度帰宅してからの利用はできません。また、子どもひろばの利用中は、自由な外出はできません。

#### (3) アフタースクールの休所日

ア 土曜・日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

イ 台風等による警報発令時

ウ その他市長が認めた日

#### (4) 利用料金

利用料金は無料ですが、保険料(一年度間 500 円)と参加するプログラムによっては実費がかかります。

### 2 利用登録申請手続き

#### (1) 利用登録申請の受付について

平成30年度は、ご利用開始希望日に応じて、次の表のとおり申請書類を提出してください。(郵送不可)

ご利用開始希望日	申請受付期間	申請場所
6月11日(月)	4月23日(月)～5月7日(月)	担任の先生に提出
6月12日(火)以降	利用開始希望日の2週間前まで	～6/8(金):ふかさわ子どもの家(小学校校舎内) 6/9(土)～:子どもひろばふかさわ(小学校敷地内施設)

\*年度毎に申請が必要です。

#### (2) 利用登録申請に必要な書類について

##### ア 放課後子どもひろば利用登録申請書

\*子どもひろばへの入室・退室時に入退室管理システムからメールを配信するため、メールアドレスをご記入願います。(詳細は、「9 入退室管理システム」を併せてご覧ください。)

##### イ 児童健康調査票(\*裏面の地図も作成をお願いします。手書きでなくても構いません。)

\*必要に応じて、事前に聞き取りをお願いすることがあります。

### 3 保険料のお支払いについて

平成 30 年度の保険料は、年 500 円です。

利用登録申請をした後に、申請結果通知をお送りします。その後、ふかさわ子どもの家(6月9日以降は子どもひろばふかさわ)にて、保険料のお支払いと引き換えに「参加カード」及び「利用証」をお渡します。お支払いは、ご利用の始期より前にお願います。

### 4 利用方法について

- (1) ご利用時には必ず「参加カード」と「利用証」をお子様を持たせてください。また、参加カードには保護者による押印をお願いします。なお、参加カードに保護者の押印がない場合、ご利用をご遠慮いただく場合があります。
- (2) 子どもひろばへの来所時に、「参加カード」と「利用証」で受付をします。「利用証」で受付をすることで、入室時間を予め保護者にご登録いただくメールアドレスに送信します。
- (3) 子どもひろばでは、16時以降30分毎に一斉帰宅を行います。「利用証」で退室をすることで、入室時間と同様に、退室時間をメール送信します。(任意の時間に個別に帰宅することも可能です。なお、子どもひろばでは時間の管理は行いません。)
- (4) 「利用予定カード」にて、事前に翌月の利用予定のご提出をお願いします。
- (5) 学校休校日等については、お昼のお弁当を持参し食べることができます。(おやつ提供はありません。)

### 5 子どもひろばの登録廃止手続きについて

利用登録後、申請された利用登録期間の終期より前に登録廃止される場合は、「放課後子どもひろば利用登録廃止届」のご提出が必要です。廃止日の1週間前までに子どもひろばへ提出してください。

\*利用登録期間の終期まで利用される場合は、提出の必要はありません。

\*廃止日をさかのぼって提出することはできません。

\*保険は掛け捨てのため、保険料の還付はありません。

### 6 その他の手続き

- (1) 子どもひろば利用登録児童住所等変更届  
子どもひろば利用登録中に、住所・電話番号、家庭の状況等に変更があった場合は、「放課後子どもひろば利用登録児童住所等変更届」を子どもひろばへ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校、子どもひろばまでの経路がわかる地図」も併せてご提出ください。
- (2) 利用登録後の手続き  
子どもひろば利用登録後に、別途、来所日程や連絡先のご提出をお願いする場合があります。

### 7 子どもの家臨時利用の申請について

台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけません。ただし、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。(保護者の都合による臨時利用はできません。)ご利用をご希望の場合、ふかさわ子どもの家にご申請ください。

- (1) 臨時利用ができる条件…子どもの家利用資格を満たしていること
- (2) 申請書類等…子どもの家入所申請書類(詳細は子どもの家の案内をご覧ください)

### 8 子どもひろばでの事故等への対応について

子どもひろばでは、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、子どもひろば利用中や、来所または帰宅途中にお子様がけがをして病院へ行った場合は、見舞金支給の対象となる場合がありますので、子どもひろばの支援員にその旨を連絡してください。

なお、見舞金は保険会社から口座振込によって保護者に支払われます。

- 〔見舞金額〕 ①けがをしてから 90日以内の通院について、1日につき2,000円  
②けがをしてから180日以内の入院について、1日につき3,000円

## 9 入退室管理システムについて

子どもひろばでは、入退室管理システムにて、お子様の子どもひろばへの入室及び退室時間の管理を行います。

### (1) メール受信について

「迷惑メール対策」や「なりすましメール対策」をされている方については、入退室メールの受信に必要な設定をお願いします。受信の設定にあたっては、携帯電話会社 (NTTdocomo、au、SoftBank、Y!mobile、WILLCOM) 毎に設定方法の用紙を用意していますので、鎌倉市のホームページ (ホーム>健康・福祉・子育て>子育て >子育て施設 (保育園・幼稚園・学童保育など)>子どもの家について>子どもの家入退室管理システムについて ([http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyu/documents/jusin\\_setei.pdf](http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyu/documents/jusin_setei.pdf))) にてご確認くださいか、子どもひろばにお声かけください。なお、詳しい操作方法は機種によって異なりますので、携帯電話各社にご相談ください。

### (2) メールアドレスについて

メールアドレスの登録は1件とさせていただきます。2つ以上のアドレスを記載されないようお願いします。

なお、ご提供いただきましたメールアドレスについては、システムの利用以外の目的では使用しません。また、システム導入事業者の個人情報の取り扱いについては、<http://www.faboc.co.jp/privacy3.php> をご覧ください。

### (3) その他

ア システムの都合上、旧漢字・機種依存文字は登録できませんので、ご了承ください。

イ システムは無料でご利用いただけますが、通信に係る費用は利用者のご負担となります。

ウ システムからお送りするメールには、返信いただけませんのでご了承ください。

## 10 「放課後かまくらっ子」(放課後子ども総合プラン)について

「放課後子ども総合プラン」は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験等ができる事業として、国から積極的に推進するよう示されたものです。

鎌倉市では、「放課後子ども総合プラン」として、「放課後子どもひろば (アフタースクール事業)」と「子どもの家 (学童保育事業)」を実施し、この2つの事業の総称が「放課後かまくらっ子」となります。

放課後かまくらっ子ふかさわは、指定管理者による運営を行います。

## 11 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、市の公の施設の管理運営を、経営ノウハウを有する民間事業者が行うことで安定した運営を図るとともに、利用者の様々なニーズに効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上とコスト削減が期待できる制度です。

なお、指定管理者制度を導入しても、公の施設の設置目的は変わりません。民営化とは違い、市には施設の設定者としての責任があるので、指定管理者が施設の管理運営を開始した後も、施設の管理運営が適切に行なわれているかチェックしていく必要があります。また、地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後に市に対して施設の利用状況や収支状況などについて報告することが義務付けられています。

つまり、指定管理者による運営となった場合でも、市の施設であることには変わらず、鎌倉市放課後子どもひろば条例に基づいて運営をします。

また、指定管理が始まると、施設の管理・運営を指定管理者が行うため、申請や料金の支払いなどは指定管理者が対応します。

ふかさわ子どもの家・子どもひろばふかさわ(鎌倉市梶原1-11-1)

TEL : 0467-47-1418 (深沢小学校へのお問合せは、ご遠慮ください。)

【指定管理者】 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

担当部署 横浜営業所

(神奈川県横浜市中区長者町 5-85 三共横浜ビル 9階)

TEL : 045-260-6581

